

# 入札説明書

令和3年4月1日千葉市公告第242号により公告した新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣
- (2) 概要  
仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和3年5月1日から令和3年9月30日まで
- (4) 履行場所  
千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター  
千葉市保健福祉局医療衛生部保健所感染症対策課
- (5) 契約締結までのスケジュール  
契約締結までのスケジュールは以下を予定している。

	内容	スケジュール
1	入札公告	令和3年4月1日
2	入札説明書の交付	令和3年4月1日～7日
3	入札参加資格確認申請受付期間	令和3年4月1日～7日
4	入札参加資格に関する質問受付期間	令和3年4月1日～5日
5	入札参加資格に関する質問の回答期限	令和3年4月7日
6	仕様書に関する質問受付期間	令和3年4月1日～5日
7	仕様書に関する質問の回答期限	令和3年4月9日
8	入札参加資格確認結果の通知（発送期限）	令和3年4月12日
9	入札及び開札	令和3年4月15日
10	契約締結	令和3年5月1日

## 2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(4) 官公庁の発注した新型コロナウイルス感染症に係る市民対応事業及び健康観察事業の元請として1か月以上継続して履行した実績を有すること。

(5) 業務に従事する看護師について、本市が指定した人数を確保できること。

(6) 個人情報保護法に関するISMS認証（ISO27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）を取得していること。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（上記「2（2）キ及びク」を証するもの）

なお、証明書は写しでも可とするが、証明書の発行日は入札参加資格申請日から遡って3か月以内のものであること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の配布

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>）にある当事業の箇所からダウンロードすること。

(3) 提出期間

令和3年4月1日(木)から同月7日(水)まで

(4) 提出方法

契約事務担当課への持参又は郵送によること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、令和3年4月6日(火)の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

(5) 入札参加資格の確認通知

令和3年4月12日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

#### 4 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 質問書の様式

入札参加資格に関する質問書(様式3)を用いること。

イ 提出期間

令和3年4月1日(木)から同月5日(月)午後5時まで

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにより提出すること。

エ 質問に対する回答

令和3年4月7日(水)までに、質問者に対して電子メールで回答する。

(2) 仕様書に関する質問

ア 質問書の様式

仕様書に関する質問書(様式4)を用いること。

イ 提出期間

令和3年4月1日(木)から同月5日(月)午後5時まで

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにより提出すること。

エ 質問に対する回答

令和3年4月9日(金)までに、当該質問書提出期間内に受理した全ての質問内容及び回答について、入札参加者(入札参加資格の確認により入札参加が認められなかった者を除く)に対して電子メールで回答する。

(3) 質問書提出時の留意事項

電子メールを送信した後、契約事務担当課に必ず電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

#### 5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月15日（木）午後2時00分

イ 場所

千葉市美浜区幸町1-3-9

千葉市総合保健医療センター4階 会議室

(2) 入札時に用意する書類

ア 入札書

イ 委任状※必要な場合のみ

(3) 入札方法

単価契約とする。

ただし、入札書には別紙「新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣内訳書」の「合計」欄の額を記入すること。

(4) 入札者は、入札にあたって、内訳書を作成し提出するものとする。なお、作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 内訳書は、別紙のとおり、料金種別ごとの単価（相談センター、市民対応、夜間相談窓口、在宅療養等相談窓口）を区分ごと（通常単価、超過単価・深夜単価）に記載し、総価を算出すること。

(5) 郵送による入札

郵送による入札の場合は封筒を二重とし、入札書の中封筒に入れ密封すること。

表封筒に「入札書在中」と朱書きした上で、契約事務担当課へ入札日前日の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

(6) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(7) 最低制限価格 有

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(9) 無効となる入札

ア 本書に定める入札書類等に虚偽の記載を行った者の入札

イ 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

ウ 郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札

エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

オ その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

## 6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

## 7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で失格又は無効とされた者は参加できない。

## 8 契約の手続等

- (1) 契約保証金  
要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 千葉市契約規則の閲覧  
千葉市契約規則は、千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。

## 9 契約事務担当課

〒261-8755

千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター5階

千葉市保健福祉局医療衛生部保健所感染症対策課（新型コロナウイルス対策室）

電話 043-307-6607

電子メール：[kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp](mailto:kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp)

(別紙)

新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣 内訳書

種別	通常単価 (A)	時間 (B)	超過単価 深夜単価 (C)	時間 (D)	人数 (E)	計:円 (A*B+C*D)*E)
相談センター		1,224		153	6	
市民対応		1,224		153	10	
夜間相談窓口		459		1,377	2	
在宅療養等相談窓口		1,071			2	
					合計	

税抜き表示とする。

(注)

- ・相談センター：(B) 1,224 時間=8 時間/日×153 日  
(D) 153 時間=1 時間/日×153 日
- ・市民対応：(B) 1,224 時間=8 時間/日×153 日  
(D) 153 時間=1 時間/日×153 日
- ・夜間相談窓口：(B) 459 時間=3 時間/日×153 日  
(D) 1,377 時間=9 時間/日×153 日
- ・在宅療養等相談窓口 (B) 1,071 時間=7 時間/日×153 日